

令和5年5月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和5年5月19日(金) 午前8時54分～9時35分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

1番	富木田 好正	2番	山下 恭生
3番	猪熊 幸雄	4番	三野 久米吉
5番	梶野 和幸	6番	木下 得代
7番	山本 茂	8番	大原 眞路(会長職務代理)
9番	中村 康男(会長)	10番	宮本 賢一
11番	吉田 宏明	12番	喜田 清己
13番	吉田 昌治	14番	川田 一博
15番	原 武信	16番	竹内 博文
17番	三木 洋一		

欠席委員

18番 石井 淑雄

傍聴推進委員

7番 濱崎 郷廣

農業委員会事務局出席者

事務局長	福家 浩文
事務局長補佐	竹村 秀基
事務局書記	佐藤 由佳
事務局書記	山崎 貴士

議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	11件	田 畑	4,680 3,526	m ² m ²
第2号議案	農地法第4条許可申請	件	田 畑		m ² m ²
第3号議案	農地法第5条許可申請	6件	田 畑	7,205 508	m ² m ²
第4号議案	非農地証明願	1件	田 畑		m ² 1,424 m ²
第5号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑		m ² m ²
第6号議案	農用地利用集積計画書	32件	田 畑	52,017 10,263	m ² m ²
第8号議案	坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議		2件		
報告第1号	合意解約	3件	田 畑	4,764	m ² m ²

令和5年5月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。定刻が参りましたので、只今より5月の定例会を開催いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第8号議案まで 合計52件でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員18名中17名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

なお、石井委員さん、からは事前に欠席の連絡をいただいております。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を13番 吉田委員さんと14番 川田委員さんのお二人にお願いいたします。

次に、今月の現地調査につきましては、5番 梶野委員さん、6番 木下委員さん、7番 山本委員さんと私で、5月18日(木)に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」11件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」11件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積300㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が新規就農により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、自家消費を目的としています。

2番、・・・、面積2,245㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は米で、販売および自家消費を目的としています。

3番、・・・、面積327㎡ 外2筆 計1,013㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は果樹で、販売を目的としています。

4番、・・・、面積349㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、自家消費を目的としています。

5番、・・・、面積107㎡ 外4筆 計739㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物

物は野菜及び果樹で、販売を目的としています。

6番、・・・、面積46㎡ 外1筆 計260㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が新規参入により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、自家消費を目的としています。

7番、・・・、面積580㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、販売を目的としています。

8番、・・・、面積304㎡ 外2筆 計984㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が新規参入により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、販売を目的としています。

9番、・・・、面積714㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は果樹で、自家消費を目的としています。

10番、・・・、面積122㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、自家消費を目的としています。

11番、・・・、面積198㎡ 外2筆 計1,098㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は果樹で、自家消費及び販売を目的としています。

本日の案件11件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。

なお、今回の申請において受人反別3000㎡を下回る申請は4件となります。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」11件のうち、10番、11番については三木委員さんが代理人として関係者でありますので、審議中は退室していただくこととなります。

それでは、10番、11番について審議を行いますので、三木委員さんには退室をお願いいたします。

(三木委員 退室)

10番、11番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

(三木委員 入室)

会長職務代理 次に、1番から9番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員 6番について譲受人が丸亀市の人だが、管理はできるのか。

事務局書記 実家が坂出市にあり、両親とともに管理していくと聞いております。

猪熊委員 申請理由欄の新規就農を家庭菜園としての取得なのかどうかをわかるように記載していただきたいと思います。

事務局書記 わかりました。今後改善いたします。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」11件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」6件を議題に供します。

事務局長補佐 それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。

1番、・・・、面積1,062㎡【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 宅地分譲 4区画

申請理由 譲受人は本社が広島ですが、高松市に拠点を置く会社と経営統合があり、中四国地域において住宅販売事業を展開することになりました。申請地は学校やスーパーマーケット等から近く、市道に面して生活の利便性がよいことから、今後も住宅の需要が見込めると判断し、本申請の4区画を販売できると考えたため、申請に至りました。

農地の区分 都市計画法により用途が第2種中高層住居専用地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 開発許可の協議も進めているところである。

2番、・・・、面積888㎡【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 貸駐車場

申請理由 譲受人は、将来の収入確保のため事業を模索していたところ、実家近隣の土地での売却情報を得て貸し駐車場を計画しました。近隣の店舗及び会社から利用の見込みが得られ、土地所有者とも話がまとまり申請に至りました。

農地の区分 都市計画により、用途が「準工業地域」と定められている第3種農地に該当

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

3番、・・・、面積508㎡【議案読み上げ】

無断転用の有無 有り

転用目的 住宅

申請理由 借り人は借家に居住しておりますが、子供の成長に伴い住宅の検討をしたところ、申請地は実家の隣りであり、両親の老後や子供の世話等を総合的に検討し、父が所有する土地に新築することで話がまとまり申請に至りました。

農地の区分 都市計画により、用途が「第2種中高層住居地域」と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

4番、・・・、面積198㎡ 外1筆 計283㎡【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由 借り人はアパートに居住しておりますが、子供が生まれたため住宅建築を計画しました。申請地は、両親も近隣に居住しており子育て等がしやすいため選定し、売却を検討していた土地所有者と話がまとまり申請に至りました。

農地の区分 都市計画により、用途が「第2種住居専用地域」と定められている第3種農地に該当

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

5番、・・・、面積63㎡ 外1筆 計324㎡【議案読み上げ】

無断転用の有無 有り

転用目的 住宅

申請理由 借り人は実家に居住しておりますが、結婚を機に住宅建築を計画しまし

た。申請地は、実家の隣りであり生活するうえで利便性が良いため検討していたところ、祖父が所有する土地で話がまとまり申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 一部無断転用があり、始末書の提出がある。

6番、・・・、面積1,607㎡ 外3筆 計4,648㎡【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 倉庫、事務所用地

申請理由 譲受人は、広島県福山市に本社を置き、包装容器や食品容器等の企画販売を行っています。

四国エリアの需要増加が見込まれ、今後の事業拡大のため事務所及び倉庫を計画しました。

申請地は、県道さぬき浜街道に接しており、坂出北インターから東に約4kmで高松や丸亀方面へのアクセスも良く利便性が良いため検討したところ、管理に困っていた所有者との合意に至り、申請に至りました。

農地の区分 都市計画により、用途が「準工業地域」と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 開発許可の協議も進めているところである。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」6件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」6件につきまして原案どおり承認し、うち5件につきましては委員会の意見書を添付して県へ進達し、6番の案件につきましては、転用面積が2,000㎡以上ということで、5月26日に農業会議が開催します常設審議委員会に諮りたいと思います。

続いて、第4号議案「非農地証明願」1件を議題に供します。

なお、第4号議案の1番については現地調査を実施しておりますので、5番 梶野委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

梶野委員

それでは、第4号議案「非農地証明願」1番の現地調査報告をさせていただきます。

1 番、・・・、面積 1,424 m²【議案読み上げ】

申請理由 周辺一帯が山林となっていることから、農地法に基づく調査において「再生利用が困難な農地」と認められるためです。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま梶野委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局書記

それでは、第 4 号議案「非農地証明願」についてご説明いたします。

1 番につきましては先ほどの梶野委員さんのご説明通りです。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 4 号議案「非農地証明願」1 件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第 4 号議案「非農地証明願」1 件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第 6 号議案「農用地利用集積計画書」3 2 件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第 6 号議案「農用地利用集積計画書」3 2 件についてご説明いたします。

今月は新規に農地の貸借をする案件が 10 件、更新が 13 件、再設定が 9 件で、そのうち農地機構を通じた貸借が 25 件となっております。

以上、農用地利用集積計画書 3 2 件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 6 号議案「農用地利用集積計画書」3 2 件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第 6 号議案「農用地利用集積計画書」3 2 件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続きまして今月は農政部門の議案が 2 件出ております。

第 8 号議案、「坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議」を議題に供します。事

事務局に説明を求めます。

事務局長

本件は農業振興地域の整備に関する法律第8条に基づいて定められております農業振興地域整備計画について、農用地区域からの除外申請が1件、用途区分の変更が1件、坂出市に提出されその変更案について農業委員会の意見を求められたものです。

計画変更の概要を13ページに記載しており、14ページから19ページまでが総括表等の資料となっております。

1番、・・・、面積723㎡ 申請目的 駐車場（議案に基づき説明）

2番、・・・、面積597㎡ 申請目的 農業用作業場（議案に基づき説明）

以上で説明を終わります。

会長職務代理

事務局の説明が終わりました。第8号議案「農業振興地域整備計画変更の事前協議」について なにかご意見・ご質問はございませんか。

〈質疑応答〉

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第8号議案「坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議」についての審議はこれで終了します。農用地からの除外および変更はやむを得ないものとして、回答をすることと致します。

以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。

続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」3件についてです。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは、報告第1号「農地法第18条 合意解約」3件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積1,090㎡【議案読み上げ】

解約理由 労力不足

備考 利用権 使用貸借権の解消

2番、・・・、面積964㎡ 外1筆 計2,390㎡【議案読み上げ】

解約理由 耕作者の変更

備考 永小作権の解消

3番、・・・、面積666㎡ 外1筆 計1,284㎡【議案読み上げ】

解約理由 労力不足

備考 利用権 使用貸借権の解消 第6号議案26番関連

以上、農地法第18条 合意解約の届出についての説明です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、報告第1号「農地法第18条 合意解約」

3件について、なにかご質問はありませんか。

梶野委員 3番の次の用途は何でしょうか。

事務局書記 耕作者に貸される予定です。

(委員による確認)

各委員 【なし】の声あり

会長職務代理 特にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」3件を受理し、処理してまいります。

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

事務局長 (事務局からの連絡事項等)

会長職務代理 それでは、これもちまして5月の定例会を閉会致します。長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

9時35分終了